

第四十八回国会 商工委員会 議 録 第三十四号

昭和四十年五月十一日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 清野 幸男君

理事 小川 久雄君

理事 中川 俊思君

理事 加賀田 進君

理事 小笠 公昭君

理事 黒金 泰美君

理事 田中 榮一君

理事 田中 六助君

理事 二階堂 進君

理事 早稲田 柳右門君

理事 沢田 政治君

理事 田中 武夫君

理事 山下 榮二君

出席政府委員

内閣法制次長 吉國 一郎君

公正取引委員会 渡邊 喜久造君

委員長 文部事務官 蒲生 芳郎君

文部事務官 (社会教育局長) 館林 宣夫君

厚生事務官 (環境衛生局長) 熊崎 正夫君

厚生事務官 (農林事務官) 久宗 高君

農林事務官 (農林經濟局長) 岡崎 英城君

通商産業事務官 乙竹 康三君

通商産業事務官 (企業局長事務代理) 影山 衛司君

中小企業庁次長 加治木 俊道君

大蔵事務官 (大臣官房財務調査官) 加治木 俊道君

委員外の出席者

大蔵事務官 (大臣官房財務調査官) 加治木 俊道君

専門 員 渡邊 一俊君

五月八日

委員佐々木秀世君辞任につき、その補欠として山手満男君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員山手満男君辞任につき、その補欠として佐々木秀世君が議長の名で委員に選任された。

四月二十二日

滋賀県に中小企業金融公庫支店開設に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第三三五六号)

公共料金の値上げ反対等に関する請願(佐野憲治君紹介)(第三五〇九号)

物価引き上げ反対等に関する請願(加藤進君紹介)(第三五六〇号)

同外一件(川上實一君紹介)(第三五六一号)

同(林百郎君紹介)(第三五六二号)

同外三件(谷口善太郎君紹介)(第三五六三号)

公共料金の引き上げ反対等に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三五六四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(板川正吾君外十四名提出、衆法第三二二号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三三三号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の下請代金支払遅延等防止法の一部を

改正する法律案、板川正吾君外十四名提出の下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案並びに麻生良方君外一名提出の下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、右三案を議題として、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 下請代金支払遅延等防止法について御質問いたすわけですが、その前に、独禁法一般について若干の質問をいたします。実は、独禁法の改正法案の際に行なう予定でありましたが、先週の日曜日急遽採決になったわけですので、独禁法の基本的な問題からお伺いしたいと思っております。

まず最初に公取委員長にお伺いいたしますが、ことしの二月の二十六日に、東京都のさくらデパートに対して、不当景品類不当表示防止法の初回の排除命令を出されたわけですが、そのときの状況、それから今後の方針、こういうことについてお伺いいたします。なお、これと同様なことがほかにもたくさんあると思うのですが、なぜさくらデパートが初の排除命令となつてあらわれたのか。同時に、いわゆる為替の自由化といいますが、そういうことが契機になったと思うのですが、盛んにこのごろ、何々を買えば抽せんで海外旅行さす、こういうのをやっておりますが、そういうのと不当景品類不当表示防止法との関係はどうですか。

○渡邊(喜)政府委員 さくらデパートの件でございますが、御承知のように不当景品類の防止法の規定及びそれを受けた公取の規則がございまして、抽せんによる場合におきましては、商品の最高額に對しまして一応の限度が定められております。二十倍または一万円。しかし、商品の値段がそれより高い場合においては、一万円をある程度延ばし得るという限度です。さくらデパート

の件につきましては、調布と所沢の両方におきましてそうした最高限を無視した抽せんによる懸賞を發表し、かつ、これを行ないました。したがって、われわれのほうとしてはその間の事情を調べまして、過去においてもうすでに済んだ問題ではありましたが、今後はこういうことをやらないといふことを排除命令で出しまして、デパートのほうでもそれに従いまして、われわれのほうで命令を出したその線に沿ひましての広告をし、今後はやらないといふことを言っているわけでございます。同様の問題が他にあるとしますれば、われわれのほうもこの種の問題は目につき次第同様の措置を講ずるつもりでおります。

それから、最近におきまして、お話しのように、海外旅行その他を商品の販売と結びつけて行なっている事例が幾つか目につきます。ただ現在の公取の告示でございますと、抽せんあるいは抽せんに準ずるようなやり方によってやる場合だけが取り締まりの対象になっております。そこで最近においては事例を見てみますと、必ずしも抽せんによつておりません。標語を募集しますとか、あるいはその商品を取り入れた写真を募集するといったようなことをいたしまして、そこでそれぞれしかるべき審査員を頼みまして、それについての優劣をきめるということで、相当大きな懸賞をかけております。法律のほうでは別に抽せんによるものだけを限定しているわけではございませんで、そういうものについても公取の規則がそれをとめるといふことになっておればとめられるわけですが、現行の規則自身は抽せんによるものだけしか規定しておりませんので、これをとめようとするならば、公取の規則の改正ということがまず必要になってくるわけでございます。われわれのほうとしまして、最近見てまいりますと、結局

公取の規則で抽せんによるということだけを取り締まっていることのゆえに、いわばそれの裏をかくような意味におきましてきわめて簡単なものを募集しまして優秀をつけるということで、法文のまっ正面にはふつかることのないようなことをやっております。これをそのまま放置することは法律の趣旨にも反するものと思っておりますので、近くそうしたのも一応の限度の中に入れて、商品の取引先というものに応募者を限定する場合におきましては、これは法律の取り締まりの対象になっていくわけですね。最近特にそれが目立ってまいりましたので、これをも取り締まりの範囲に入れるというために、委員会の規則の改正をしたい。大体原案もできましたので、近く公聴会を開きまして、その結果を待ちまして、これも取り締まりの対象の範囲に入れる、こういうつもりで仕事を進めてきております。

○田中(武)委員 この不当景品類不当表示防止法九条の排除命令の効果というものはどんなものですか。と申しますのは、歳末売り出しで一等乗用車等々のやつがあった、事が終わってから排除命令が出た。事が済んでから排除命令を出して、どういう効果がありますか。勧告と変わらぬ効果ですね。排除命令というものは、その事態を排除するのではないですか。効果はどうなんですか。適及するのじゃないのか。

○渡邊(善)政府委員 排除命令自身は、その命令が出された時期以後に効果があるわけですが、さくらデパートのような場合におきましては、すでに行なわれたことの事実ですから、その事実そのものを適及してこれを排除するという効果はありません。しかし、排除命令において、過去においてのそうしたことが違法であるということをはっきりさせると同時に、今後同種の行為によって過大な懸賞をやつてはいかぬということ、それが排除命令に出されております。したがって、今後同じようなことをさくらデパートが繰り返しますれば、その排除命令違反という問題になりまして処罰の問題が起きてくる。そういう意味におい

て、排除命令は今後における予防的な効果を持つという意味においての効果があると思えます。

○田中(武)委員 排除命令はあくまで排除ですよ。事が終わってから出して、どれだけの効果があるのか。それでは勧告と変わらないじゃないか、こういう解釈が一つなんです。それからこの法律に違反した行為ですね。これは公法です。公規定でしょう。それが民法上の効果に影響を与えるんじゃないですか。そもそも、あなたに聞くのが正當か、あるいは政府委員の、ほかの方に聞くのはいいかわかりませんが、押せんで物を与えるというのは民法上どういう行為になりますか。どういふ契約になるのですか。

○渡邊(善)政府委員 民法上の効果としましては、いわゆる懸賞広告というものに該当するものと思っております。したがって民法上の効果の規定がありまして、これは田中委員十分御承知のことと思いますが、懸賞広告というあの条文が一連働くことになっております。

○田中(武)委員 民法の懸賞広告は、一方が意思表示することによって成立するのですね。しかし、それはあくまでも民法行為ですね。そうすると、強行規定であるところのこの不当景品不当表示防止法に反したということなら、民法九十条による公の秩序、善良の風俗に反する契約となりません。さかのぼって契約は無効になりませんか。

○渡邊(善)政府委員 私もあなたと法律論を繰り返すこと自身がどうかと思いますが、われわれのほうの解釈だけを一応申し上げておきたいと思えます。われわれのほうの公取法の解釈は、われわれは相當權威を持っておりますが、民法の解釈自身は、どうも私のほうとしてオソリテイを持っているとはいいかねます。一応われわれのほうとして、どう解釈しておるかということから言えれば、それが公序良俗に反するものであれば、やはり無効という問題は起きると思えますが、すでに行なわれてしまった行為について、あとから排除命令が出るわけですから、排除命令によって前の

そうした懸賞の事実、懸賞のそうした法的効果そのものを適及してこれを排除するというときでは及ばないじゃないか、こういう解釈をしています。

○田中(武)委員 いまの渡邊さんの答弁は、不当景品類及び不当表示防止法九条の排除命令の効果についてだと思ふのです。そこで、このことについては公取じゃ答弁できません。委員長、いわゆる不当景品類及び不当表示防止法は、これは公法的性格を持っております。したがって、これに反する民法上の懸賞広告、これは民法九十条によって無効である。したがって、その契約が無効ということとは、先に適及して、なかったということになるわけですね。このことについて政府として有効答弁ができる人と呼んでください。

○内田委員 ちよっと速記をやめて。

○内田委員 速記を始めてください。

○田中(武)委員 委員長に協力をする意味で質問を続けます。

そこで、この土地の売り出しですね。いろいろこの不当景品類及び不当表示防止法に関連して問題になって、何か調査に行かれたんじゃないですか。調査団が行ったのは公取じゃなかったですか。それに対してどういふ方針、今後どういふようにするつもりなのか。

○渡邊(善)政府委員 土地の売り出しの広告につきましては、私が委員長になりましてからだけを考えてみましたが、かなりいかげずい広告あるいは新聞への折り込みというものが行なわれております。それで私のほうでは、目につき次第これの実施を調査しまして、そしてそこに虚偽の事実を広告しております場合におきましては、これは正の広告を出させる、及び将来について同種の行為をしてはいかぬという意味の差しとめの命令を出すということ、ずっとやってきております。いま話題に取り上げられました件につきましては、東京都が主体といえますが、インシアチブをとりまして、私のほうもこれに二名参加させま

した。結局不動産の売買につきまして、そうしたかなり事実と違つた広告をして、いわば客寄せをするという行為が相当行なわれているようであります。あの業者の取り締まりにつきましては、私のほうのほかに建設省あるいは東京都というものがそれぞれ違った立場において権限を持っておりますので、ひとり広告を取り消させるというだけではなかなか十分目的を達し得ないということもありますので、もちろんわれわれのほうの仕事は仕事でやりますが、さらにそれとあわせてどういふ手を打つべきかという問題もございまして、それぞれ役所が一応共同して調査してみようというところが先日の行為であります。

○田中(武)委員 それに対して、九条の排除命令を出す用意がありますか。

○渡邊(善)政府委員 私のほうとしましては、そうした広告、それが実地について調べてみまして虚偽といえますか、偽りの事実がありとしますれば排除命令を出す。過去において相当件数これを出しておりますし、今後でもできるだけ、まあいろいろ簡単に事実をつかましますから、どんどんやっていくつもりという方針を持っております。

○田中(武)委員 そこで、いわゆる広告の問題をいまやっておりますが、それに関連して厚生省にお伺いするのです。

薬事法六十六条に誇大広告の禁止規定があります。今日まで厚生省がこの条文を使って行政指導なり何らかの方法をとったことがありませんか。

○熊崎政府委員 御指摘のように薬事法の六十六条に、虚偽または誇大の広告につきましての規定がございまして、医薬品その他化粧品等の広告の規制につきましては、この六十六条によって私どもは行政指導なりその他をやっておりますわけですが、原則として、この条項に基づきまして行政指導をやっておりますのは、薬務局長名をもちまして医薬品等の広告適正基準という基準をつくりまして、この基準の運用によって指導をやっておりますわけでございます。過去におきまして違反件数といましては、虚偽、誇大広告等の違反で

て、製造販売を禁止すべきであるという答申をい

いうことで葬られておるのです。いわば切り捨て
ごめんだ。実は私は兵庫縣なんだが、私の近くに
もおどなの人でアンブルで死んだのが二人、子供

だけに副作用を伴うということは常に考えなければならぬ点でございます、その点につきましては、私どもは薬の販売にあたりましてこれをしっかりと表示をするということで指導をいたしておるわけでございます。今回のアンプルのかぜ薬

ございますが、ただ、本質的にやはり薬の使用にあたりましては、原則的には医者診断のもとに

調剤行為が行なわれるということが理想の形でございまして、いわば大衆薬として薬局あるいは薬種の店頭販売が行なわれるものにつきまして、なるべく安全性の高い、危険度の少ないものを販売するというのをたてまねるべきであるという考え方でございまして、しかもその安全性が高くて、たとえば今度のようなアミノピリン、スルピリン系の中核につきましては、その薬自体が非常に劇性の強いものでございまして、なるべく安全性の高いものを考えまして、今後も配合基準の再検討をいたしておるわけでございしますが、念には念を入れてやはり表示をはっきりさせるということ以外にはないわけでございまして、私どもも努力は足りませんでしたが、どうしてもやはり薬を使用するにあたりまして、消費者である国民の方々がこういう薬についてはこういうふうな副作用があるというふうなことを十分御認識いただけるようなPRも今後私どもは積極的にやっております。

○田中(武)委員 今後はこういたしますということは聞いておるんですが、過去に起こった事態についてはどうなのか。ただ、おっしゃる通りに書かすようにしてあったが、小さい字で書いてあったとか、あるいは書いていなかったとか、それだけで済むのですか。民法七百九条におきましては、過失により他人に損害を与えた者は賠償の責任を負わなければならない。刑法の二百一一条は、業務上必要な注意を怠り、人を殺傷した場合に云々です。業務上必要な注意というのはどういうことですか。

○熊崎政府委員 御質問のように、やはり医薬品の場合には、使用書その他につきまして所定の中身を書くというものは業務上必要な注意だろうと思ひます。従来ともピリン系の型につきましては、こういうかぜ薬については注意してくださいというところで書かしておりましたが、これは業務上必要な注意をやっておったということになると私どもは考えておりますが、過去に起こりました

この事件につきまして民事上の責任がどういうふうになるかということにつきましては、私どものいまの見解はそういうふうな見解を持っておりまして、究極的にはやはりこれは裁判所できめる問題ではなからうかと思ひますし、その点、行政府の解釈としましては、私どもは、現在のところ、やはりそれだけの業務上の注意は業者はやっておったというふうな解釈をいたしておるわけでございまして。

○田中(武)委員 たとえば小さな字で注意を書いておった、これは故意にやっておった場合はどうですか、故意犯にならぬですか。

○熊崎政府委員 故意かどうかということにつきましては非常にむずかしい問題だと思ひます。私どもの考え方は、従来やられましたことについて故意だというふうには考えておらないわけでございまして。

○田中(武)委員 あのととき問題になりましたのは、私、新聞を見て、数字は忘れましたが、アンブルがけがこんなんにもあったのかと思ひました。この説明書は全部見ましたか。ひとつ全部私に見せてくれませんか。

○熊崎政府委員 問題になりましたいわゆるアンブルの剤型によりましてかぜ薬は大体七百種類以上だと思ひますが、非常に大量なものでございまして、代表的なものをもし御必要とあれば私どもも見せたいす用意をいたします。

○田中(武)委員 七百種類あるんでしょう。全部出してください。業務上の注意を怠ったかどうかというのを一ぺん検討いたします。

○熊崎政府委員 できるだけ早く集めたいと思っております。

○田中(武)委員 いま答弁のあったように、ピリン系の製薬全部について、貼付してあった注意書き全部にわたって見せていただきます。そうしてその上において、いわゆる民法上の故意または過失があったかどうか、あるいは刑法上の業務上必要な注意を怠ったかどうかを検討いたします。それではここで一たん中断して、吉國次長が見

えましたので、私の質問はどういうことか聞かれましたか、渡邊さんとよく相談して答弁してください。

〔委員長退席、小川(平)委員長代理着席〕

○吉國政府委員 私、おかれてまいりまして、御質問を直接承っておりますので、あるいは御趣旨を誤解してお答え申し上げるかもしれないませんが、その場合はあらためておたしただいてお答えしたいと思います。

公正取引委員会が定めました懸賞の最高限度というものはなされて、いわばその最高限度を越えたような広告をした場合に、それに対して公正取引委員会が排除命令をすることができまして、その場合に、懸賞広告という性格を持った契約自体はどうなるのかという御質問だと承っておりますが、この点につきましては、御指摘のように、民法第九十条に、「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」という規定がございまして、公正取引委員会の定められた懸賞金の最高限度というふうな規律が「公ノ秩序」というものに当たるといふことにつきましては、非常にむずかしい問題があると思ひます。これについては、直接その問題ではございせんが、戦争中なりあるいは戦後の経済統制を行なう場合には、たとえ現在の物価統制令あるいは戦前の価格等統制令に違反したようなものの売買契約の効力いかにいふことが裁判所でもいろいろ問題になっております。たとえば一個十円と定められた場合に十五円という契約をした場合に、それが全部無効であるか、あるいは十円をこえる五円の部分が無効であるか、あるいは契約をしたというところ、あるいは卵を売買したというところが、公法上の規律に反して罰則はこうむるけれども、契約それ自体は有効であるかどうかという点につきましては、学説、判例もいろいろ分かれておまして、下級審の判決といたしましては、当時の国が経済統制を遂行することによつて国民経済を整理と維持することができるといふ趣旨からいまして、これを完遂しなければ国民

民経済に重大な影響を及ぼすという趣旨から考えれば、十五円という契約をすること自体を無効としなければ、十円をこえて契約してはならないという規律を維持することができないという判決もございまして、これに對しまして、これは単に公の経済秩序を維持するという目的のためのものであるから、私契約としては有効であるというふうな判例もございまして、学説もございまして。そのような経緯がございまして、経済統制法令に対する違反が、契約が無効になるか、あるいは無効とまでいかないで、私契約としては存続するかという点については、ついに学説も分かれたまま今日に至っております。それを頭に置いて今度の問題を考えてみますと、これは将来裁判所に参りまして、あるいは公序良俗に反するという判決もまた出るかもしれないけれども、ただいま私どもも考えてみますと、経済統制についてさてもそのように学説が分かれていまして、これを前提にして考えます場合に、公正取引委員会が定めた懸賞金の最高限度というものが、契約それ自体の効力まで失わしめるほど非常に絶対的に強いものであるかどうかということについてはやや疑問の念を持たざるを得ないということが結論ではないかと思ひますが、民法と経済法との交錯についての非常にむずかしい問題でございまして、ただいまの段階ではその程度にお答え申し上げることでお許しをいただきたいと思います。

○田中(武)委員 吉國さん、公正取引委員会がきめた規定だけじゃないのです。現に法九条による排除命令が出ています。この排除命令というのは強行規定でしょう。この排除命令というものは、あるいは公正取引委員会の存在それ自体が、国民経済の上において公的機関でなかつたら何になるのです。そうでしょう。その定めたことあるいはその出した命令、これは明らかに民法九十条でいう公の秩序です。違ひますか。ここで公正取引委員会の規則なりやつたことが公の秩序じゃないということなら、公正取引委員会みずか

らの自殺行為ですよ。そう思いませんか。公の秩序を保つておるといふところにこそ公正取引委員会の存在価値があるのじゃないですか、独禁法の価値があるのじゃないですか、あるいはその付属法規の価値があるのじゃないですか。それが公の秩序でないというなら、独禁法あるいは公取の性格それ自体に關係があると思うのですよ。公の秩序じゃありませんか。もしそうだとするならば、下請代金支払遅延等防止法なんて、こんな法律は審議せぬでいいですよ、公の秩序にならないんだから。

○吉國政府委員 たいだいまの不当景品類及び不当表示防止法の九条に基づきます排除命令が出たら、それで一つの秩序が形成されるだろうという御趣旨だと思いますが、もちろん排除命令は、これは公正取引委員会の有します権限に基づきましてこれが発出せられますならば、私的独占禁止法の確定審決と同じような効力を持つものでございまして、行政法上の法定力なり確定力を持った強い処分でございます。ただそれは今後についてその確定審決というものと同一効力を持つて一つの経済秩序の上に臨んでいく効力を持つておるわけでございますので、その点から直ちにさかのぼって過去に行なわれました一種の懸賞広告というふうな契約の効力それ自体に影響を及ぼすかどうかという点につきましては、先ほどお答え申し上げましたようないろんな問題がございますので、直ちにここで私、最終的な結論を出すことは非常にむずかしいことではないかということをお願いいたします。

○田中(武)委員 私が伺つておるのは、公取委員会これ自体の存在、独禁法及びこれの付属といふか補完法たる不当景品類及び不当表示防止法や下請代金支払遅延等防止法、こういうふうなのは公の秩序を定めたのと違ふのですか。民法の九十条の公の秩序でないなら、何のためにこの法律を審議するのですか。私は懸賞広告が無効であるかどうかという問題を聞いておるのだが、本質はそこではない、公の秩序になるのかならないのか。た

とえば親企業にあせい、こうせいと幾らきめても、公の秩序にならないけれどもどうにもならない。そのこと自体は公正取引委員会の存在にまで影響を与える問題です。もしそれを公認するならば公正取引委員会の自殺行為ですよ。いいですか。公の秩序であるのかないのか、それだけを答えてください。

○吉國政府委員 民法九十条の「公の秩序又ハ善良ノ風俗」といふものに基づきましては、先ほど申し上げましたけれども、民法の学説なり判例なりについてもいろいろ問題のあるところでございます。端的に公の秩序に反するものというものはどういふものがあるかということでございますが、たとえば刑法で律せられますような殺人なり傷害なりを内容とするような契約、これは法律行為としては無効であるというところははっきりいたしておると思ひますが、そのように公の秩序に申しまして、刑法犯と申しますか自然犯のようには非常にはっきりしておりますものと、経済法令によつて定められております規程のように、こればもちろん行政犯なりあるいは法定犯なり属すると思ふのでございしますが、そういふものが自然犯にひとしくなるほど公共の利益というものから見て重要であるかどうかということによつて変わってくるものであらうと思ひます。田中委員のおっしゃいますように公正取引委員会を中核としてでき上がったおられますこの私的独占禁止法による規律は、これは経済憲法として重要であることは、私も昔この立案にも参画いたしました者といひまして、心から賛成申し上げるわけでございます。自然犯と法定犯あるいは刑法犯と行政犯というもののつきまして、もう少し深く考えてみなければ結論が出ない問題だと思ひます。先ほど経済法令違反の契約の問題について申し上げましたような議論をもう少し深くきかめなければ、九十条の公の秩序に当たるかということを直ちに申し上げるわけにはいかないのではないかといいことでございます。

○田中(武)委員 犯罪に自然犯と法定犯といふは行政犯のあることは知っております。しかし公の秩序というものは自然犯のみに限るのだ、法定犯のみに限るのだ、こういうことですか。独禁法があり公正取引委員会があるということはいわゆる経済全体の秩序を維持しておるのではないのですか。これは公の秩序じゃないのですか。それはあなたのおっしゃる通りに自然犯と行政犯に分けた場合に、自然犯ははっきりしておる、しかし行政犯には疑問があるということはおわかりましたことはいい。あなたが設例としてあげられました物価統制令違反の事案は、甲乙の当事者二者間の關係ですよ。このように一般に對しての懸賞広告というものは不特定多数に對してですよ。これを同じにあなたは律せられますか。甲乙当事者間のみに存在した契約關係と不特定多数に對して行なわれたところの契約、及ぼすところは大きいのです。同じように律せられるならそれでけっこうです。

○吉國政府委員 私が先ほど申し上げておりますことは、民法九十条の公の秩序というもののついで、たとえば刑法にございしますようないふゆる刑法犯なり自然犯といふものについては公の秩序に反するといふことが非常にはっきりするだろうといふことを申し上げたわけでございます。そのほかでも行政犯なりあるいはいふゆる法定犯と申すものにつきましても、自然犯なり刑法犯なりと同じような性格のものがあるではないかということが學者の議論でも非常にたくさんございします。先ほどの物価統制令なり戦前の價格等統制令について申し上げましたのも、經濟行政を行なうことによりまして經濟の秩序を維持しようといふ非常に重大な國家目的がございまして、もちろん個々の契約を律するわけでもございすけれども、たとえば繊維製品、個々の取引が積み重なりましたとて繊維製品の流通形態に重大な影響を及ぼすという意味で、その及ぼす影響が重大であるから、これは刑法犯と同視して契約自体を無効と考えるべ

きであるといふような行政法學者なり刑法學者の議論もございしますし、現に下級審の判例も、これは終戦前からそういう判例もございしました。私的独占禁止法によつて形成されている秩序が、民法九十条のいふゆる公の秩序に当たるかどうかということにつきましては、相当なりそうなる考え方もできると思ひますけれども、その点については今後の學說なり判例なりの推移を見きわめてまいりたいといふことでございます。

○田中(武)委員 いま政府を代表しての吉國次長さんの答弁はお聞きのとおりですよ。そこで公正取引委員会がきめたこと、あるいは独禁法及びこの補完法によつてきめられたこと、このことが公の秩序にならないといふことであるならば、下請代金支払遅延等防止法なんかの法律は無意味なのです、公の秩序にならないのなら。だから公の秩序であるかどうかといふことははっきりしてください。公の秩序でなかつたら無意味ですよ。そうでないと言つてゐるが、そうじゃないのだ。現にこの法律によつてどんなことが行なわれているか、何もやつていない。これは公正取引委員会自体の問題なのです。公の秩序がなければどうなるのか。その答弁いかんによつてはこの審議を拒否します。基本的な問題ですよ。公の秩序でないと言ふなら、こんな法律なんてきめたって何にもならないですよ。

○渡邊(憲)政府委員 いまの公の秩序に属するか属しないかの法制局の意見は、吉國次長からあらためて別途御答弁しますが、ちよつと私の過去における答弁を補足させていただきますかと思ひます。さくらデパートの排除命令の場合におきまして、私のほうで出した排除命令は、こういう内容になつてゐたと記憶しております。一つは過去において……(田中(武)委員)そんなことはないよ。と……いや、それに關係があるんです。過去において法令違反の懸賞広告をした。したがって、その法令違反のことをしたという事実を、広告によつて、關係する地域における一般消費者にこれを周知せよといふのが排除命令の内容の一

つです。それから、今後においてこの種の行為をしてはいかぬというのが排除命令の内容の第二であります。したがって、私のほうの排除命令自体が過去における行為の効果を云々という内容にはなっておらず、これを先ほどの答弁で申し忘れておりましたので、それだけを補足させていただきます。

○吉國政府委員 この私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、たとえばその三条で、私的独占があるいは不当な取引制限の禁止の規定がございますが、この第三条に違反するやうな行為が、これは過去にさかのぼって申しますと、原始的に有効であるか無効であるかというところにつきましては、これは強行規定に反する契約の効力として無効であるかというところ、経済法学者についても通説であらうと思いますが、たとえば第十九条の公正取引法の禁止の規定に違反した行為が無効とまで言えるかどうか、つまり田中委員の仰せられる民法九十条の公の秩序に反する契約であるかどうかというところにつきましては、まだ判例もございせんし、学者の議論として、でもそこまでは無効であるところまではいってないかと思ひます。したがって、私的独占禁止法によって、あるいは私的独占禁止法に基づきます下請代金支払遅延等防止法であるとかあるいは不当景品類及び不当表示防止法に基づきます秩序であることは広い意味におきます公の秩序であることは私も異論はないところでございしますが、民法九十条によりまして、契約として原始的に無効であるところまでいくかどうかというところにつきましては、その規定の趣意によりましてそれと違つてまいりますので、今回の当初に問題になりました不当景品類及び不当表示防止法の第三条の景品類の制限及び禁止につきましては公正取引委員会が一定の処分をいたしますが、その処分に違反したやうな契約が当初から無効というところまで議論がいくかどうかということについては、これは、どうもそこまで断定することはむずかしいのではないかとこのことでござい

ざいます。

○田中(武)委員 公正取引委員長と吉國次長との答弁は食い違つていますね。公正取引委員長のいふその排除命令の中に含まれておる。たとえば、いまあなたが申し上げたのは、遡及をして取り消す、こういうことを言つてないし、それから以後だけだ、こういうふうに解釈になっておる。吉國さんの言つたことと違ひますね。そこで、こういうことばかりやつておつてもしょうがないのだから、こゝ言われると言わざるを得ないと思う。あなたが言われた第九條による排除命令の法令違反云々という法令は何を意味しておるのですか。その法令と、いわゆる法令違反という公の秩序の問題とはどうなりますか。その法令は何を意味しますか。公の秩序でいうところの法令とは違ひのですか。

○渡邊(喜)政府委員 私の申しました法令というのは、結局、過大懸賞の防止に関する法律です。及びその委任命令の形に出されました公正取引委員会の規則というものが一つの法令である。それに違反しておるがゆゑに、そうした行為について排除命令を出した、こういうふうに理解していただきたいと思います。

○田中(武)委員 不当景品類不当表示防止法ですか、これも、いま審議しておりますところの下請代金支払遅延等防止法も、ともに独禁法の補完法であつて、同じ性格ですね。そうすると、あなたが申し上げるように、その法令とは、不当景品類云々及びそれに基づく公正取引委員会の規定、これがいわゆる公の秩序にならないかということであるならば、下請代金支払遅延等防止法、及びこれに基づき公正取引委員会の告示なり規定はどういうことになりますか。

○渡邊(喜)政府委員 われわれのほうは、公の秩序であるというところは、そういう解釈でもって一応当たつております。ただ、従来排除命令の出し方などにしても、もし民法の九十條にいう公の秩序に違反した行為は無効であるという見解が

そのまゝ世間一般に通用するならば、排除命令を出す場合におきましても、その事実を確認さえすれば、もうそれをもって当然法律効果でもって無効だということになるという解釈もでき得るわけですが、すぐ民法の九十條に關係することで無効になるというところも必ずしもはつきりしておりませんので、一応そういう行為を前提として、その行為があるいは取り消す、あるいは今後やつてはいかぬとかいふやうな形で排除命令を従来出しておられますので、九十條にいう公の秩序というものの、無効原因になる公の秩序の侵害であるということに統一して解釈していかどうかということについては、必ずしも私自信を持っておりますので、公正取引委員会としては、その行為が無効であるというところまでの前提に立たないで、一応その行為はある、しかし、それは法令の秩序に違反するがゆゑに、その行為は今後やめろとかあるいはやつてはいかぬ、あるいはそうした申し合はせを取り消す、解消しろ、こういうふうな前提で従来公正取引委員会としてはカルテルの場合その他をはじめとして排除命令を出しておるというのが従来の経緯と思つております。

○田中(武)委員 そこでちょっと整理しますが、公正取引委員会の行なう行為、これは独禁法及びその補完法等によつて行なう行為で、独禁法及びその補完法、これは公の秩序を定めておる。いいですか。したがって、公正取引委員会は公の秩序を維持するためにあるんだ。ただし、不当景品類不当表示防止法の九條の排除命令は、排除命令の内容によつて、遡及する場合と、事後に効力を発生する場合とあるんだ、こゝ解釈していいですか。それならば私は次に移ります。そうでないというならばまだこれを続けます。

○渡邊(喜)政府委員 大体いまの田中委員のおっしゃつたことで私はいんじやないかというふうにして思つております。したがって、公取委員会として排除命令を出す場合において、遡及した排除命令が全然出せないというふうなこともないと思ひますが、事柄の性質から見まして、遡及させ

ることによつてどちらかといへばむしろ法秩序が別の面における法秩序が非常に攪乱されるというところになる場合においては、われわれは排除命令を出すときにおきまして、それを遡及させる効果の排除命令は、これはむしろあまりとるべきでないというので、今後における問題だけを取り扱う、しかし、内容によりまして、遡及させるやうなものを、必要がある場合において全然遡及させてはいかぬというほどのものではない、こゝういふふうに思つております。先ほどの説明、私の一番最初の説明が不十分だったものから、いたずらに議論を少し混乱させたように思ひますが、さくらデパートの場合におきましては、遡及させて、もう懸賞関係をゼロにしてしまふということでは、かえつて私的な法秩序を乱すことではないかというふうな考えたものですから、それ自体を要するに無効にするとか何とかというふうな意味の排除命令でなくて、一応先ほど申したやうな内容の排除命令にした、こゝういふわけでござい

す。御了承願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 初めからそう言つてくださいよ。そんならその議論にならない。それじゃ、この点については、公正取引委員会はやはり公の秩序を守るために存在しておるんだ、敵として存在しておるんだ、胸を張つて今後公の秩序を守るためにやるんだ、そういう決意でしよう。

○渡邊(喜)政府委員 先ほどちょっと遺憾の意を表しておいたのですが、当初の私の答弁が多少内容的に誤解を招くやうな答弁をしたために、いたずらに議論を紛糾させたことをおわびします。同時に、いまの最後のお話の、公正取引委員会は公の秩序を守るために、独禁法の番人であるというところは、われわれはかくその信念で動いておりますので、今後ともその信念のもとに行動してまいります。かゝうに思つております。

○田中(武)委員 こゝういふ答弁を初めからしておけば問題はなかつたのだよ。

そこで質問をもとに戻します。厚生省の業務局長さん、薬事法の六十六條は一項、二項、三項に

分かれておりまして、その一項は、効果または性能に關し誇大なものを広告したという場合です。そこについては先ほどちょっと論議が出ておりました。二項は、医師その他の者が保証したと誤解されるもの、これはたくさんあります。現に私のところへも来ておるのであります。前に何とか長官をやった某代議士の写真入りで名前が書いてあり、この薬を飲んだら元氣になりました、そういうのが現にあるんだ。医師その他の者が効果を証明したと誤認せられるもの、現にありますよ。それについてはどうです。

○熊崎政府委員 御指摘のものがどういふものか、私後ほど御指摘いただきたいと思ひますけれども、私もいまだ多少問題になるといふふうにしておりまして、たとえばテレビあたりで著名人が中に入りまして、それでいかにも長生きするとかいふふうな表現を使つておるような広告を見るわけでございますが、これにつきましては、御指摘のように誤認までいくかどうかということにつきまして多少問題がありますので、現に私どものほうで検討いたしておるわけでありまして。

○田中(武)委員 六十六条の二項ともについて十分検討し、指導していく、それでひどいのに對しては断固処分する、そういうことで態度は間違ひありませんね。はっきりと確認しておきます。

○熊崎政府委員 今国会におきましても、広告のことにつきましては当委員会ですぐいろいろと御指摘を受けまして、私もとしましては強い態度で臨みたいということ、行政処分まで踏み切るといふことをしばしば言明いたしておりました、そのとおりにはいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 今度はいじめるのではなくに少し前向きのことを言ひますが、外国の立法令、たとえばフランス等では、薬の広告を技術的の広告と公衆向けと分けておられます。そして、この技術的の広告とは、医師あるいは薬剤師、産婆、こ

ういふのは制限をせずどんな広告をしてもいい。それから公衆向け一般向けの広告には一定の制限を加えていふですね。こういうような行き方はどうです。いまの日本の薬の広告はむしろちゃです。だから、こういうように一般向けのものと技術向けのものと分けて考えることはどうですか。

○熊崎政府委員 外国でそのような例をやつておりますことは、私も十分承知いたしております。ただ、わが国におきましては外国のように医薬分業というものがはつきり行なわれておりませんで、結局、薬といふものは薬局におきまして店頭販売される場合が非常に多いわけでありまして、考へ方としては、確かに大衆薬とそれから治療薬といふものをはつきり分けて、それで治療薬につきましては一般の大衆向けの広告はやめさせる。それから大衆薬については現在の広告取り締まりをよりシビアにしていくという考へ方があると思ひます。ただ、そういうふうなわが国の特殊な医療制度のもとにおきまして發展してまいりました医薬品工業でございまして、一つの薬が大衆薬であると同時にまた治療薬であるという場合がきわめて多いわけでございます。したがって、そのグレンツゲをどこに引くか、大衆薬と治療薬との境目をどこに引くかというところにつきましては非常にむずかしい問題がございまして、ただこれは考へ方としては、たとえば保険制度で治療薬として採用されておるものにつきましては、これは広告した場合に保険のほうの薬価基準に登錄しないといふふうな方法も考へられるわけでございますけれども、そういうことをやりま

すと、同一種類の薬につきまして名前を変えてまた大衆薬として使用するとかいふふうな事態も出てくるわけでございます。非常にむずかしい問題だと考へておりますが、御指摘のような点は、私も今後の業務行政を進める上には十分検討して解決していかなければならない問題だといふふうにしておりまして、解決のために若干時日をかしていただくということをお願いいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 その広告の点について、いま

言つたように技術向けと一般向けとに分ける。それから一種、二種、三種ですね、これの扱ひの種類のほか、これをもう一度検討し直す必要があるのじゃないですか。こういうアンブル殺人事件といふようなものが起きた機会こそ、そういう根本的な検討をやる必要があると思ひます。そのことが一つ。

もう一つは、これも外国の立法ですが、疾病の徴候をあらかじめ表示していかぬといふふうな禁じておるのがあります。ところが、日本の場合はどうですか。肩がこりませんか、耳鳴りしませんか、何だかんだ五つ六つあがるのです。五つ六つあがられてごらんない。たいてい何かに当たるのです。私は健康には自信を持っています。しかしこう並べられると、のどがかわく、それは糖尿じゃないか、こう思ふのです。そういうようなやり方はどうです。外国は禁止していますね。これについてどう思ひますか。

○熊崎政府委員 第一の御質問は、現在の薬局それから薬種商、特例販売業といふふうに分かれております考へ方を再検討する必要があるかといふふうな御質問だと思ひますが、薬事法改正の際にもいつてもこの点は、問題になるわけでございます。たとえば配置販売等につきましては、明治以前から長い間いわゆる家庭薬として国民に親しまれております薬種でもございまして、それから薬種商といふものも、非常に身分的には一応縛られておりますけれども、従来とも薬剤師の免許を持たずに、やはり薬種商として長い間仕事をしておるといふふうな関係もございまして、これを法令上認めていくという形になつておるわけでございます。ただそういう薬種のものにつきま

して、どの程度のものを販売させるべきかどうかという点が問題でございます。これは私もとしましては、やはり薬局があくまで主体であると同時に、薬種商なりあるいは配置販売業をやつておりますものにつきましては、安全性のきわめて高いものをそこで販売するということを確認していく

という形で現在規制をいたしておりまして、もしいろいろの問題が出た場合には、そういう規制をさらにきびしくしていくという方向で進んでまいりたいと思ひます。

それから第二点の、いろいろと薬の広告に効果効果が過ぎるということでございますが、これは製薬の許可をいたした場合に、効果効果につきましてそれぞれメーカーのほうから出してきましてものを審査をいたしておりまして、現在その効果効果にはずれておるものが広告されておるといふことはないわけでございます。これはもう明らかにそういう効果効果の許可のないものについてまで広告をするといふことは認められておりませんので、一応やはり現在テレビ新聞等を出されております効果効果につきましては、許可の際にこれを認めておるといふ形になつておるわけでございます。

○田中(武)委員 それを實際ひとつ検討してみたらどうです。たいていいきうなことを言つています。だから、私はこういう徴候の場合はこういう病氣だといふようなことを禁じたらどうかというのです。いたずらに人心を惑わします。たいてい、あの広告を読んでごらん。肩がこるとか耳鳴りがするとか、いろいろあげたらみんなそうでしょう。一つくらい思い当たることのあるのです。あれは検討する必要があると思ふので

す。それから広告の問題に關連してですが、一体製薬会社はどのくらい広告費を使つていますか。私ここに調べたものを持っています。そのことが薬価に多くの影響を与えておると思ひます。そのことをどう考へますか。大体売り上げ高の二〇ないし三〇%に近いものを使つています。会社によつて違ひますが、そういうことを規制することによつて薬価の引き下げができるのじゃないですか。そういうことについての指導はどうやられて

○熊崎政府委員 大体広告費で製薬業界で使われ

体の生産額大体四千億をオーバーいたして、平均的に広告に使用されております。これは一％前後というふうには私どもは考えております。会社によって多少差はありますが、平均は大体一％程度。それで薬の広告の費用が非常に多過ぎるのではないかと御意見は、私どももたびたび聞いておるわけでございますけれども、この広告をやめることによって薬価が下がるのか上がるのかという点は非常に難しい問題でございます。もしも広告をやめるといふことになった場合には、メーカーのほうには自己の販売を拡張するためには、テレビ、新聞等の広告をやめて、直接宣伝員を雇いまして、いわばプロパーと称する宣伝員を雇いまして、これを各病院、診療所のほうに回す。それからまた新しく開発された医薬品につきましては、ダイレクトメールというところで直接病院、診療所のほうに郵送をするというふうなことを考えるわけでございまして、外国ではそういうことをやっておる例がいろいろ多いわけでございまして、そういうことにによりましてかえって広告費の費用がかかる、直接人件費その他の費用によってかえってかかるということでは、たして薬価が下がるかどうかということにつきましては非常にむずかしい問題が出てくると思ひます。そしてこれだけ広告を使っておりますがゆえに、またかえって非常に消費もふえていくということで、皮肉な言い方をすれば、逆に薬の値段がそれによって安くなつておるといふ点もなきにしもあらずというように考えられるわけでございします。全体的にいきますと、確かに広告の費用は目立ちます。しかし過去三十三年以降の統計を見ますと、電通調べによりまして、わが国の全体の広告費の各業界に占める率は、全体で過去五、六年間に五倍以上にふえております。五倍以上の広告費がふえております。業種別にいきますと、たとえば電機業界等におきましては十倍くらいにふえております。が、薬の広告は、電通調べによりまして、毎年三倍程度でふえてきておまして、全体の業界のふえ方に比べますと薬のほうはむしろ少ないと

いうふうな統計も出ております。ただ薬の広告が、特定の品目につきまして非常に強くテレビ、新聞等で行なわれるというところがいろいろ問題になるわけでございしますが、これは私どもは業界のほうに嚴重に注意をいたしまして、少なくとも薬の品位を失墜するようなことがないように、広告等につきましては適正基準の運用と同時に業界にも自主基準をつくらせまして、今後極端な表現を使った広告は自粛し、また行政処分を付するぞというふうなことをいまして、強く指導いたしておるわけでございします。

○田中(武)委員 先ほど私、広告と言つたが、広告宣伝費です。宣伝も含めてです。多過ぎるということですが。それからいまだあなたが言われた電気器具は実に多い。薬、繊維、そういうようなところだと思ふのです。薬、広告の大手は。しかしまあアンブルの場合は特殊な場合かもしれません。危険を伴うものですよ。それをこらみだりに広告を野放ししておつていいかといへば、そうじゃない。したがって薬法第六十六条にそういう規定がある。ところがそれが十分守られていないように思ふわけです。

それから、先ほど広告をやめることによって薬価がどうかということ、私は広告宣伝両方とも言つておるわけです。だから特定の薬については相当なものだと思ふのです。あなた方は全生産に対して何％と言われた。ところがその中には純然たる医者用といふものが、あんまり一般に宣伝しなくていいものが含まれておる。あるいは工業用も含まれておるわけです。そうすると、一般向けのものについてはもっと率は上がるわけですよ。そこで社会保険との関係においてイギリス、西ドイツ等は薬価指定主義をとつています。日本は放任主義ですね。この点どうですか。薬価指定主義をとる気持ちはないですか。

○熊崎政府委員 現在保険制度で採用されております薬価は、これは実勢価格といふのです。現在の相場で売られております相場品目については相場の価格、それからB品目につきましてはB品

の価格ということで、実勢価格の九〇％パルクラインというところで、これを薬価基準に登録をいたしておるわけでございします。御指摘のように指定をするというふうなことは、自由企業をたてまえたにいたしております。現行の製薬企業のもとにおきましては、指定制度までいくということにつきましては非常に問題があると思ひます。せいぜい私もがとつております実勢価格に合わせるという形で薬価というものをきめていく以外に方法はないのじゃないかというのが私どもの考えでございします。

○田中(武)委員 あなたのおっしゃつたのは、自主的にきめていくということですね。

○熊崎政府委員 自主的ということじゃないに、保険制度で治療薬として使われます薬の値段は厚生大臣が告示をいたします。これが薬価基準の告示ということになるわけでございします。その薬価基準をどういう方法できめるかといった場合に、実勢価格できめていくという考え方をとつておるわけでございします。

○田中(武)委員 実勢価格をもう少しと説明してください。

○熊崎政府委員 実勢価格といふのは、たとえば二社以上で製造しております品目につきましては大体相場の価格があるわけでございします。それそれ会社によって多少製造原価が違つたにしても、相場価格といふものが一般に公に取引の際に行なわれる。それから一社だけでやつております製品につきましては、これは仕切り価格にプラス何％した卸値を各社できめておるわけでございします。このB品価格と相場の価格を実勢価格と言つておまして、この実勢価格の建て値といふものは各病院、診療所、によつて必ずしも同一ではございません。非常に安く買うところと高く買うところがあるわけでございします。それを大体全体の九〇％の数量が買える値段といふことで、九〇％パルクラインとこれを言つておりますが、九〇％の数量を買える値段をきめて、毎年これを改定していくという態度でやつており

ますが、ただ残念なことに、過去五年間におきまして薬価基準の改定が行なわれておらないために、現在の薬価基準の価格と、いま申し上げました実勢価格との差というものは非常に大きく開いておるといふのが現状でございします。

○田中(武)委員 その実勢価格、いわゆるそれぞれの相場というものを、そこに暗黙の協定、カルテルは存在しないですか。

○熊崎政府委員 カルテルといったものは存在いたしてはおりませんが、しかし新薬製造メーカーといひますものは、小さな会社は別として、大体大きな会社が多ございします。とつてばな値段といふものは考えられませんが、大体標準的な値段といふものはそこにおのづからきまつてくる、こういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○田中(武)委員 それでは薬務局長に対する質問はこの程度にしますが、広告のあり方それから薬の価格のきめ方、これについては先ほど来私の言つておるような外国の例もあるわけですよ。いまだいふん問題になっておりますので、これをひとつ前向きにはんとうに検討してもらいたい、あなたに対してはこれだけお伺ひして終わります。

○熊崎政府委員 御指摘のとおりでございまして、私どももこの問題につきましては真剣に前向きで検討してまいりまして、現在メーカーのほうに、これはテレビその他で広告しないようにということ強く言つておまして、広告問題につきましても一挙に解決することはなかなかむずかしいのでございします。次第に改善していくという形で、御指摘のとおり努力してまいりたいと思ひます。

○田中(武)委員 厚生省の環境衛生局長に、クリーニンング法について若干伺ひます。

クリーニンング法の第三条のクリーニンング所というのはどういうものですか。

○館林(重)政府委員 クリーニンング所は、従来はクリーニンングの作業をする場所を主体に考へて

おったわけですが、先般の通常国会におきましてこの部分の法律改正が行なわれまして、クリーニングの対象となります洗たく汚物を取り扱う場所もクリーニング所とすることにいたしましたわけでございます。

○田中(武)委員 こういう商売がはやっているんですが、コイン・オペレーション・クリーニングとかいって、かっこうは洗たく機械を貸すというわけですね。これはクリーニング所に当たりますか、当たりませんか。

○館林(宣)政府委員 お尋ねの事態は、公衆のために自動機械でお金を入れれば自動的に機械が回転いたしましてクリーニングが行なわれ、家庭の主婦が自分でそこへ洗たく物を入れ、洗たくが終了すれば自分で取り出して帰っていくという、そのような機械を据えつけた場所がはたしてクリーニング所であるか、こういうことかと思ひます。多くのそのような場所は、今日においては、クリーニングをやっておりますいわゆるクリーニング所の店先といひますか、クリーニング所内に設置しておる事例が多々ございますので、当然それはクリーニング所の施設の一部分と解釈できますが、最近、自動車にこれを積み込んで各所を回るといふようなものがあるやに聞いておるわけでございます。そのようなものが、はたして従来から考えておりますクリーニング所であるかどうかは簡単に即断できませんけれども、通常これはやはりクリーニング所と考えることが妥当ではなからうか、かように考えます。

○田中(武)委員 移動クリーニングについてはあとで伺うつもりであつたのです。いま伺つておるのは、いわゆるコイン・オペレーション・クリーニングというものです。これはクリーニング屋の前に置いておる。そうして金を入れて自動的に洗たくして持つて帰る、そこに人の行為が入らない場合と入った場合は違いますか。また、これをクリーニング機械の貸し業であつて、クリーニング業とは違ふのだという解釈を厚生省はやつておる

のじゃないですか。私がかりに第一議員会館の前にそれを据えて、みなワイシャツを洗ひますとやたらこれはクリーニング所ですか、どうです。

○館林(宣)政府委員 他のこれに近い事例を申し上げますと、コインを入れましたジュース等を販売する事例がございます。これも人がおりませんで、自動的にそういうものを販売したしておるわけでありまして、やはりそういうものも食品衛生上の許可を受けておるわけでございますので、いまのような場合も、通常の場合はクリーニング所と考えることが妥当であらうかと思ひます。

○田中(武)委員 クリーニング所と考えるのが妥当だということですね。したがってこれについては、このクリーニング業法に定めるところの届け出あるいはクリーニング師の設置等々は必要なんですね。

○館林(宣)政府委員 もちろん各種のクリーニング所に必要な施設基準というのがございます。申請に基づいてこれを許可をする場合には、その基準に合っていないれば許可をいたさないわけでございますが、ただこれらの基準は一般的基準でございまして、特別の事例で、クリーニング業法の上から場合によつてはある程度その基準に合わないものも個々に審査をして許可をする場合がございますので、すべてが規定の基準に合わないればならないというわけではございませんが、お尋ねのような扱いをすることが妥当かと考えます。

○田中(武)委員 私が言っているのは、そういう機械を貸し機械というわけであつておる、これがクリーニング所かどうかを伺つておるのです。あなたは先ほど、クリーニング所に該当する、こういうことですよ。そうするとクリーニング業法に基づいていろいろ届け出たとか、あるいは少なくとも一カ所に一人のクリーニング師を置かなければならぬとか、そういう法律の適用はありますね、こう言うておるのです。

○館林(宣)政府委員 本来クリーニング業法は公衆衛生立法でございまして、公衆衛生上施設を必

要な基準によつて許可をいたし取り締まりをいたしておるわけでありまして、したがって、ただいまお尋ねの対象となる施設が公衆衛生上考慮する必要がある事態であつて、しかもクリーニング業とする事態であれば、当然対象となるわけでありまして、機械を単に貸すと申しまして、それはクリーニングというものが行なわれる業でございまして、ある程度自動的に行なわれる業でございなり得るものと思ひますが、ただ、そのような場合にクリーニング師がそこに必要かどうかは、また事態によつて考慮すべき点もあるかと思ひます。というのは、個々の機械に必ずいなければならぬのか、全般的に管理的にそういう者がいなければならぬのかは、その場合によりましてけれども、機械の一種一カ所に一々絶えずおるといふことでなくて、全般的な管理の役をクリーニング師たる者が行なうということでも差しつかえない場合もあり得ると思ひます。

○田中(武)委員 業法四条に例外規定はあります。か、例外の規定はないでしよう。

○館林(宣)政府委員 クリーニング師の勤務形態の問題として取り扱える場合は、必ずしも常時そこに立つておらなければならぬというわけでもございませぬので、ただいまそのように申し上げたわけでございます。

○田中(武)委員 第四条は「営業者は、クリーニング所洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く」となつておるのです。したがつてそういう機械が数台一カ所にあつた場合は、これが一連でクリーニング所、あるいは一台が離れてあつた場合は、この一個一個がクリーニング所になるのじゃないですか。たとえば同じ場所になくて、相当離れたところに点在しておつて、一人がこれを回るといふことでも四条からいっていいのですか。

○館林(宣)政府委員 昨年の通常国会で改正されましたクリーニング所の中に、クリーニングに出します洗たく物を収集、あるいは洗たくしたもの

を受け渡すような場所もクリーニング所といたしたわけでございます。それらの個々の場所にそれぞれ常時クリーニング師が常駐することを必ずしも要求するわけではございませんので、それと同じように、ただいま先生のお話のございました自動洗たく機を散在してある程度据えましても、それらを全般的に管理できる形でクリーニング師があれば差しつかえないかと思ひます。

○田中(武)委員 それはちよつとあれじゃないですか。そのクリーニング所というものは、それじやどんなものかというところを最初聞いたわけですが、だから機械が幾らか並んで一つところにある、これは一つのクリーニング所でございます。しかし機械を点在して置いた場合は数個のクリーニング所じゃないですか。これが一個ですか。一個のクリーニング所であるとして解釈して一人でもいいとあな

たはおっしゃつておるのではありません。自動洗たく機械を数カ所に置いた。これらを含めて一つのクリーニング所と言ひますか。クリーニング所の定義はどうです。

○館林(宣)政府委員 確かにお尋ねのように、先ほどの集配所のようなところは、それだけをもつてクリーニング所といひないうで、洗たく機械が据えられておる場所を含めて、その一部分が集配所の形をとつておるにすぎないという解釈はできますが、お尋ねのように自動洗たく機が一個離れておつた場合に、それを支店といひますか、本部のもの的一部分にすぎないという解釈はやや無理かと思ひます。思ひますが、実際上、本来この法律の衛生立法の主目的からして、クリーニング師が、法に要求せられておる管理運営に十分注意をするという形がそのクリーニング師でとれる場合であつて、しかも本部に該当するクリーニング所、中央のクリーニング所がある場合に、それを支所というように扱いで考えられないこともないやうに存じます。ただそのやうな本部に該当するやうな場所がなく、単に一個だけを出しておる店が、そういう個人があつたとすれば、当然そこにはクリーニング師を置く必要があるかと存じます。

○田中(武)委員 この四条の「クリーニング所」とに、「一人以上の」ということはどうです。「」とに、「したがって一つと何台あつてもいいのです。これは一カ所、しかし数カ所に点在しているのは、これは一個のクリーニング所と見なすのか。その機械がある場所一つ一つを一個に見なすのかという問題だと思ふんです。私は後者だと思ふんですが、それはどうです。しかもそれがこの法律の目的たる公衆衛生の管理上必要だ、こう思ふのです。

○館林(宣)政府委員 御意見のとおり、自動的に一個の機械でクリーニングの処理ができる、それだけで独立して事業が行なわれれば、それはお尋ねのように一個のクリーニング所であらうかと思ひます。ただ法の本来の趣旨からいって、クリーニングが衛生的に行なわれるということを十分管理するためにクリーニング師を設けるという趣旨からすれば、たつた一個の自動クリーニングの場所一人ずつクリーニング師を立てておかなくても、かなりひんぱんに巡回してそれらの管理ができる状態がクリーニング師のもとでできる状態であれば、この法律で目的とするところは、この程度達せられるかと思ひます。ただ、そのようにこの法律を解釈していかうかという問題はあり得ると思ひますが、何分にもお尋ねのような事象はごく最近でできた事象でございます。いま一つは、最近でできます自動洗たく機は設置はおむね多数配置してございまして、一個のものが孤立して散在するという事象は、私どもとしては実はあまり勉強してございせんので、一応公衆衛生上の見地からお答え申し上げたわけでございますが、十分これは私どもとしても検討して、法律的にも実態的にも研究してまいらなければならぬと思ひます。

○田中(武)委員 先ほど来、話題も出ておりますから、大体そのとおりだと思うのですが、移動クリーニングですね、これはあくまでクリーニング設備であり、その自動車は、クリーニング設備です。

○館林(宣)政府委員 当然にそのようなものと思ひます。

○田中(武)委員 そういたしますと、それはこの業法でいう届け出及びクリーニング師が一人いなくちゃいけない、こういうことは全部適用を受けますね。

それからついでにもう一つは、この所というところ、この概念には、移動性を含んでおりますか。

○館林(宣)政府委員 当然に移動する自動車はクリーニング所でございます。所という解釈は、通常の場合には固定したものでございまして、移動するものであつても、所の取り扱いには、他の食品の屋台の場合あるいは移動販売車のような場合でも同じでございます。

○田中(武)委員 まだこういう事象が起つて間もない、こういうことだけれども、クリーニング業者には相当大きな問題となりつゝあります。したがって、コイン・オペレーション・クリーニングあるいは移動クリーニング、これらについてもっと的確な、業法の上に立つた有権解釈及び指導、これが必要だと思ひます。これは、またあらためてこのことについて議論をするときもあらうかと思ひますが、きょうはこの程度にします。

次に文部省にお伺いしますが、いまお聞きのように、広告という問題を取り上げておられるわけですが、文部省の立場をひとつお伺いしたいのです。テレビその他の広告、こういうものが青少年あるいは幼児に与える影響について検討したことがありますか。

○蒲生政府委員 テレビのコマーシャルソングでございますか、あるいはメッセージでございますか、さういふものがあると思つております。響はかなり大きいものがあると思つております。文部省といたしましてはその点にかんがみまして、先年来子供に与える影響につきまして調査をいたしました。その結果を新聞発表もいたしました。また放送事業者にもその結果を配付いたしました。その影響についての注意を喚起いたしました。

○田中(武)委員 先ほど来、話題も出ておりますから、大体そのとおりだと思うのですが、移動クリーニングですね、これはあくまでクリーニング設備であり、その自動車は、クリーニング設備です。

○田中(武)委員 先ほど来、話題も出ておりますから、大体そのとおりだと思うのですが、移動クリーニングですね、これはあくまでクリーニング設備であり、その自動車は、クリーニング設備です。

なお、御参考までに申し上げますと、最近、放送事業者側におきましては、コマーシャルを含めて、番組内容が子供たちに与える影響につきまして注意を払つてまいりました。民放連におきましてもコマーシャルが子供たちに与える影響調査をたゞいまやっております。また自主規制機関でございます番組向上委員会におきましても、このコマーシャル等について検討をし、その向上に努力しておるというふうに聞いております。

○田中(武)委員 いや、放送局へ申し入れたとか、調査結果を配付したということではなく、文部省みずから広告主に、ああいうことはちよつと困るというふうなことをやったことはありますか。

○蒲生政府委員 文部省が直接広告主に対してそういう注文をつけたことはございせんが、番組向上委員会でございますとか、あるいは各民放の関係者に対して、コマーシャルの及ぼす影響について十分注意をされたいということは申し入れてございまして。

○田中(武)委員 直接、ああいうのは児童心理に与える影響が大きいからという注意をしなければならぬような広告がたゞさんあるでしよう。あるいは映画館あたりの看板とかいうか、広告を見て、青少年に与える影響がどうかと思つていせつなものがあると思つたか、あるいは番組編成何とか会へものを言つたとかぐらいいいですか。

○蒲生政府委員 おっしゃいますように、非常に悪影響を及ぼすと思われるような広告あるいはコマーシャル等につきましては、大きい関心を持っておりますが、個々のそうした広告主でございますとか、あるいは映画館でございますとか、そういうところに文部省から直接にはいたしておりません。ただ、そうした自主規制機関を通じてそれぞれ注意を喚起しております。

○田中(武)委員 今後ともそういう間接的なことだけを考えていますか。直接にはやる気持ちはありませんか。

○蒲生政府委員 現在のところでは、やはりそうした業界の自主規制機関を通じて行なつてまいりたいというふうに考えております。

○田中(武)委員 いや、第一段階はそれでいいと思うのですが、一向に改まっていけないでしよう。たとえば子供の間流行をつくるというふうなのは、みんなこういうコマーシャルから出てくるのです。何々を買つたら切手をやるとか、あるいはワッペンをやるとかというものが、どんどんと子供の流行をつくるというわけですね。中には射幸心をあおり立てるようなものもあります。そういうものをあなた方文部省の立場から放任しておいていいのですか。射幸心をあおるようなものがたゞさんあります。

○蒲生政府委員 先ほど申し上げましたように、これに対する非常な関心は持つておりますが、たとえ一例をあげますと、御承知のようにある薬のコマーシャルでございまして、カエルのヘソがねえじゃねえかというふうなコマーシャルがありまして、それが子供の間で、友だち間あるいは家庭において日常の会話に使われておるといふふうな事例も耳にしておりましたが、これも実はこの放送番組向上委員会とか、あるいは民放連の会議等に私どもも出席いたしまして、そういうあまりひどいものについては注意をいたした。その結果、いまは一例でございまして、でも、ヘソがねえじゃねえかというふうなコマーシャルも消えていったという一つの事例でございますが、そういうことで、できるだけそういう機関を通じて強力に指導し、注意をしてまいりたいというふうに考えております。

○田中(武)委員 児童用の雑誌なんか見ても、雑誌の本体は少ないのです。付録が五つも六つもつくのです。ああいうような行方方はどうですか。そのことについて公正取引委員会の委員長の見解も伺います。そういう販賣方法ですね、雑誌の本体はあまりほしくないのだけれども、付録がほしい、しかも子供がほしがらうな飛行機の模型だとかいうようなものがつくのです。そういうのは独禁法では禁止してないけれども、抱き

合わせ販売とでもいうか、そういう販売方法は好ましくないと思うのですが、こういう児童雑誌のあり方について、文部省それから公正取引委員長、どう思いますか。

○蒲生政府委員 児童雑誌についての御質問でございますが、やはり教育的な立場から考えれば、児童雑誌本来の内容を充実するということがもちろん望ましいこととございます。ただそれを売らんがために、くだらないと申しますか、そういう付録でつるといふような販売方法は、教育の立場から考えて好ましくないというふうに私考えます。

○渡邊(喜)政府委員 抱き合わせ販売ということばにそのまま当てるかどうか、必ずしもすぐ当たるとも言いかねると思いますが、そういう形勢における商品の販売というものが好ましくない姿であるということは私も同感であります。それが独禁法で、その条文に違反するといったようなものとも考えておられません。

○田中(武)委員 独禁法どんびしやりじゃないですが、物価統制令ですが、抱き合わせ販売の問題がありますけれども、あの物価統制令の所管を聞いたら、どこかよくわからないというほど忘れられておる法律なんです。しかし物の販売とか何かで不正なところとか、どうかと思われれるのは、やっぱり公取委員会も気をつけなければいけません。

いま文部省としては、そういうことは好ましくないというところから、そういうものに對しては勇敢に警告を出していんじゃないか。変な広告だとか、あるいは内容を充実せず付録でつるといふような販売方法、児童に射幸心を植えつけるような広告、こういうものに對しては警告を出していんじゃないですか、どうですか。

○蒲生政府委員 どういう方法で警告を出したらいいか、実はその点もございまして、検討させていただきますか、どうですか。

○田中(武)委員 ついでですから伺います。最近テレビドラマ等で子供を使っています。子供を使う場合に一定の制限があることは御

存じですね。それは労働基準法の問題だとは言わせませんよ。一定の制限があります。御存じですか。

○蒲生政府委員 ちょっと私もよく勉強しておりませんのでお答えしかねますが、文部省関係では、文部省のほうでそれを制限する関係法規と申しますか、そういうものはないのじゃないかろうかというふうに思いますけれども……。

○田中(武)委員 それがいけないというんだ。労働基準法では、十四歳未満の者を使うときには、就学時間を定めて七時間をこえてはならぬ。だからこれは労働基準監督署が監督したらいいんだというところから見てあまりに酷使しておるといふような方面から見てあまりに酷使しておるといふようなところの有無については文部省も検討する必要があると思うのです。いま言ったように、そういう制限すらあなたは知らぬのでしょうか。これは役人のいいところか悪いところか知らぬが、自分のなわ張りならあくまで守るが、そうでないものは、基準法はあつたらだ、私のほうは知りませんでは済まされませんよ。児童を教育していく上において、そういう事実についてどう考え、今後どうしていくと考えるか、伺います。

○蒲生政府委員 先生のおっしゃる点は全く同感でございます。学校教育、社会教育を通じて、そういう点については十分今後いまいましいような行き過ぎのないように持っていくようにしたいと考えています。

○田中(武)委員 これで文部省に對しましてはおきますが、そういう制限が労働基準法にあることを文部省のあなたが知らなんだということは、児童労働に對する関心が薄いということと明白に物語っておると思うのです。そういうことじゃないかぬのです。いままで知らなかったのならしかたがないけれども、七時間をこえてはいかぬ。しかもそれは就学時間を含めてですよ。それは労働基準監督署がひとつやるといふことじゃなく、文部省の立場から、児童の教育上あるいは体育上問題があるならばどんどん改善しなければいかぬと思

うのです。そういう点を要望しておきます。次に農林省、前へ出てください。お聞きのように、いま広告一般をやっているのです。商品取引所に法第八十八条の八号、これには商品取引に關して虚偽表示をしてはいかぬということが書いてあります。穀物取引所に關してはあなたのほうに所管ですね。そういう点について、いままでどういう監督と指導をしてきたか。現にこの八十八条の八号違反の事実が絶対にないと言ひ切れますか。

○久米政府委員 商品取引所の運営につきまして、特に小豆を中心としたしまして非常に問題が起こつたわけでございまして、率直に申しまして私どもの指導監督が必ずしも十分でございまして、その点非常に遺憾に思つてございまして、御承知と思いますが、昨年の二月に、その前から事態を考えまして、本来取引所がああいう組織でございまして、自衛態勢を強化するようになつた指導をいたしましたわけでございまして、その際に特に問題になりましたのは、いま御指摘がございました。また大宣伝の問題でございまして、私もこれを法規上どう扱うべきかをいろいろ検討いたしました。たわけてございまして、一応いま私どもの耐えておりますのは、あの御指摘の規定はメンバー同士を規制する法律のように考えられるわけでございまして、特に一般の大衆が参加された場合におきます措置といたしましては、さらに別途な措置が必要であらうというふうに考えます。業務規程の中にさうような規定があるわけでございまして、從來その辺の大宣伝その他に對します自衛内容が非常に不徹底でございましたので、昨年二月以来その検討を命じまして、業界自体で措置をするように指導いたしましたわけであります。これが不徹底なうちにさらに問題が大きくなりましたので、昨年の九月でございまして、会長、理事長にお集まりいただきまして、この点について、特に一般大衆が御参加なさりました段階においては非常に問題だから早急に対策を立てるようというところで、さらに督促したわけでございまして、十二月

になりました。私どももいたしましてこの点が重要であらうかと思う点を列挙いたしました通達を出しますと同時に、穀物取引所側におきまして、誇大宣伝の防止につきましての具体的な案をつくりまして、ただいま実施中でございます。

○田中(武)委員 そうすると、指導して自衛することになったからこのごろはそういうことはない。だけれども、たとえば赤いダイヤという表現ですね。いま証券取引が御承知のように停滯している。今度は穀物だ、あるいは株式より有利な穀物取引、こういうことを一般に不特定多数の人に広告をする。これはどうなんですか。いま絶対にありませんか。しかも、そのメンバー同士のあいだに一般からたくさん金を集めて——私は兵庫

県ですが、神戸にあった事実ですから御承知と思ひますが、預託を受けておる、委託されておるといふのですか、有価証券をかってに使つて担保に入れたら、そして多くの人に損害を与えたという事実がありますね。何なら名前を言つてもいいのですが、そういうことについてどう思ひますか。それから、いまこのままにほうっておいたら、この穀物取引所の仲買人というのですか、メンバー、これの大半はぶつ倒れるんじゃないですか。これがぶつ倒れるということは、結局大衆に大きな損害を与えるのですよ。そういうことについてどう考えていますか。

○久米政府委員 ここ数年の経済成長によりまして状況が非常に変わつてきているわけでございまして、取引所におきます取引も、常識のうちに非常な越えまして過熱を見せました。特に一般の大衆が参加してまいりましたので、私もいたし切つた措置が必要ではないかということと対処してまいつたわけでございまして、いま御指摘のございました誇大宣伝につきましては、昨年の二月ごろから、農林省のみならず通産省とも御相談の上で、業界とお話を進めてまいつたわけであります。

何ぶんにも情性がございまして、非常に徹底を欠いたわけでございます。その間にいろいろ第三者からも御批判が出、たまたまお話の出ましたような、たとえば赤いダイヤといったような表現でございまして、絶対にもうかるというような感じの表現でございまして、そういうものが横行いたしまして、それによりまして大衆の参加が非常に拡大されたわけでございます。そこで私も何とかしては、まず第一にこの誇大広告につきまして、これは度合いの問題はございすけれども、ごく常識的に申しまして、やはりメンバー同士でも、ある会社が特殊な宣伝方法をとれば、もちろん相手の会社は相対的な被害をこうむるわけでございますので、やはりメンバー同士が、これをリミットであるという点をはっきりさせて、それを順守させるのがいいだろう。役所のほうで、これはいけない、あれはいけないというふうに言いました場合には、やはりそれの限度が問題になりますので、現在やっております制度は、業者の中で、たとえばテレビ広告でございまして、か、あるいは新聞に出しますものについて共同の審査体制をとりまして、そこをパスしないと実施できないようにいたしておるわけでございます。ただ、今日まで出ておりましたもので、その後の措置といたしましては、一応これを非常にきびしくやりましたので、またその時期から、従来多少怠っておりました監査の事後措置につきましても、相当思い切った措置をとりまして、一応徹底していると思っておりますが、まだ情性がございまして、一般に、第三者の方が、あるいは大衆の方が取引の内容をよく知悉して取引に参加なさるというところまでいっていないのは非常に遺憾に思っております。

○田中(武)委員 遺憾に思っておりますが、事象が済まないのです。たくさん被害者を出している。大体この種の、商品取引というのはいくつか、不特定多数に広告する必要があるのです。企業局の次長さん、商品取引所法はあなたのほうで管轄だから、同じことを伺っているのですが、

そういうものについては広告する必要があるのかないのかということ、そのこと自体に私は疑問を持つのですが、どうですか。通産省と農林省、両方とも見解を伺いたい。

○久米政府委員 二つに分かれると思うのでございますが、取引所としましてはやはり取引の内容につきまして、これを一般に、関係者に知らせるのが一つの機能だと思っております。それから個々のメンバーの方は、これはもちろん商売でございまして、自分の会社の宣伝をやりたい、これは言えないと思うのでございまして、ただその宣伝の中身がきちと越えませんでした場合に、当然これはメンバー同士といたしまして、それを放置いたしまして、これは穀物取引そのものに対する誤解を生み、あるいは取引所そのものについての問題にもなりますので、メンバー同士がみずから自粛して、しかも取引所自身もそのラインに沿って、一般に取引の中身を正確にこういうものであるということ、これを説明する必要があるだろうというふうに考えております。

○乙竹政府委員 お答え申し上げます。ただいま田中委員の御質問は、現在の取引所の機構、取引所法、これは大衆がそこに多数参加するというふうなことはあまり考えていないのではなからうかという御質問だと思っております。これは私は仰せのとおりだと思っております。大体、法律には明記してございせんけれども、法律を讀んでみますと、定款で自主的に取引所の運営ができるというふうになっておりました、また監督なども証券取引所等に対するものと別だというふうなことで、当業者主義と申しますか、大体仲買人が中心で運営していくというふうな、法律はそういうものを前提にできていくというふうなことを考えております。ただ最近、大衆、しろうとと申しますか、その中に相当くろくとじみたしろうとの方もおられます、そういう方が若干お入りになりました、それからさらにほんとうのしろうとの方も入られておるといふような事例もあるやに見受けられます、農林省のほうとも相談いたしまして、商品

取引所の審議会にも、大衆の保護と申しますか、委託者保護と申しますか、これにつきましましていろいろ相談して検討しておる、こういう段階でございします。

○田中(武)委員 さすがに通産省は私の質問になれているから先手を打ってきたと思うが、私はそれを聞きかかった。証券取引所法と商品取引所法を見た場合に違ふのです。商品取引所というのには仲買人、メンバーだけが取引するようになっています、それに対して一般に、不特定多数に広告の必要があるのか。言いかえなれば、そういうのしろうとというのか一般大衆を動員するということは、これは一つの射幸というのか、ギャンブルにすぎないのです。商品取引の本来的なあり方というものは、果たす役割というものはどんなものですか。それは証券取引の場合は大衆からのいわゆる資本動員というように意味があると思ふのです。ところが商品取引の場合には、大衆からの資金の動員が必要ですか。私はその意味において、一般に広告などすべきものでない。あくまでそれは当事者間ということで、メンバーだけで取引するようになっていくのです。そのことを言わんとしたわけですね。それを乙竹さんのほうに前もって答えられたのです。そうすると、あなたの答弁からいけば、この種のものは不特定多数の者に対する広告はすべきでない、こういう結論に、いまあなたの法解釈からいけばなると思ふのですが、いかがですか。

○乙竹政府委員 一般大衆に対する広告、これがすべきであるかすべきでないか、当か不当かという問題は、してはならないか、していいかという問題とは違ふと思うのでございします。それはともかくといたしまして、私のさっきの説明に若干つけ加えていただきたいと思いますのは、いわゆる当業者主義、確かに商品取引所はそうだと思います。ただ当業者と申しますのは、これはいわゆる仲買人だけではございせんので、これは釈迦に説法でございすけれども、組織でありまして、いわゆる紡績屋さんでありますとか、糸屋

さんでありますとか、機屋さんでありますとか、こういうふうな実需筋の関係者、これは当業者の中に含めておるわけでありまして、したがって、そういう意味におきまして商品取引所の当業者というものは、相当数は多いということであらうと思ひます。

○田中(武)委員 その点はいいですが、それにして、数が少ないか少ないかは別としても、これは不特定多数ではないのです。対象は限定されておるのです。それに対して不特定多数に行なうところの広告が必要ではないではないかと言ふのです。これは違ふというふうな三言二語の概念法学的な字句を弄したあなたの答弁だけれども、それはだめです。だから先ほどの農林省の答弁にあるように、二つの行為がある。まず第一の取引の内容等を知らしめる必要がある、だから関係者に知らせる、これはよいのです。あとの不特定多数に対する広告、しかも虚偽あるいは過大と思われるような広告をすることはいけない。本来商品取引というふうなものは、不特定多数にそういうことをやるものではない。ここで大蔵省が必要になつてくるのだが、そういうことはなるほど一般から売買委託というふうなことをとって金を集めておるけれども、これは一つの出資におけるものと同じです。集めた金で自分たちが売ったり買ったりしておるんです。この商品取引所のあり方及び法の精神、これについてはどうですか。きょう答弁ができれば、もう一ぺん商品取引所法というものと証券取引法との違いをひとつ検討してみようと思ひます。

○久米政府委員 あるべき形の取引所と現実の取引所との間には相当のギャップがございします。で、問題があるかと思ひますが、商品取引所におきましては、私が講義を申し上げるまでもなく、ヘッジその他の機能が問題になるわけでありまして、公正な価格の形成等、さような点から見まして、発生的にはメンバー同士の問題であつたかもしれないのでありますが、現段階におきまして

は、それにメンバー以外の者が参加していけないという体制にはなっていないと思うのであります。ただ、おそれられますことは、あくまでも取引所の機能に即した取り扱いが必要でござい

す。それが一般経済の過熱の中において非常に

ちを越えまして、誇大な宣伝に走ったという点にはなはだまずいと思ひますので、これは厳重に規制をする必要があると思ひますけれども、いまのメンバーだけでというふうな割り切れるかどうかについては、私どもとしてはやはり若干疑問を持っております。メンバーだけに割り切れないのではなからうかというふうな考へておりま

す。

○田中(武)委員 法律のたてまえは、メンバー同士で売り買いをする、それに第三者が入ることは禁止してはいない。これはいいですよ。しかし禁止してはいないから、どんなに広告をして人を集めてもいいとは解釈できない。そういう点において、いま直ちに、あなたが、それは広告してはいけないといふことは言えないと思ひます。しかし私はそういう性格じゃないかと思ひます。そうじゃないんですか。私の言っておることが間違つておたら間違ひだと言つてくだされ。したがって、これは直ちにできなくても、そういう方向で指導し、このために起こつてくるころの、いろいろの大衆に対する悪い影響といひますか、そういうものを是正していく。法律が禁止してなかつたら、何でもできるんだという解釈も誤つていますよ。その点については姿勢を正していくといふことで、所管は企業局ですから、ひとつよく相談してやつてもらふといふことで、この程度にしておきます。

次に、証券投資信託とはどういふものですか。法律の説明を求めるとはありませぬ。一口に言つて、証券投資信託とはどういふことですか。

○加治木説明員 有価証券に対する投資を内容として、一般投資家から資金を預かつて運用をする。これが証券投資信託でございます。

○田中(武)委員 委託を受けてやるということ

で、預金じゃないんですね。したがって、元金は法律的に保証してありますね。そのときの相場によつて変わりますね。いかがです。

○加治木説明員 おっしゃるとおりでございます。

○田中(武)委員 そうすると、証券信託について元本保証だとか、あるいは安全だといふことを使うことはどうです。

○加治木説明員 そういうことは許されてお

りません。○田中(武)委員 許されていない。ところが、現に行なわれてはいますね、若干自粛したようだけれども。言うまでもなく証券取引法五十八条第二号に、虚偽または誤解を生ぜしめるような事実の表示をしてはならないといふようなことがありますが、真正面これに当たりますね。元本保証だとか、あるいは元本安全だといふことに對して、大蔵省はどうしますか。

○加治木説明員 お答えいたします。許されてお

りませんと申し上げましたけれども、若干言い過ぎかも知れませんが、広告等によつて、不特定多数を相手にしてそういう広告をすることは、百九十一條の三でございまして、明らかにこれは禁止されております。五十八條に該当するかどうかは、いわば詐欺的、欺瞞的行為とはいへないといふことになつておるのです。したがって、元本を保証しますといふて、ほんとうに保証する場合に、これを詐欺的、欺瞞的行為と見れるかといふところに法律の解釈としては疑問の余地がありますけれども、いづれにしても、好ましい行為ではないといふことで、われわれの通達では、そういうことをしてはいけないといふことをいつております。実際の広告にあらわれた例はたぶんないと思ひます。(田中(武)委員) テレビでやつておつたよ。とテレビでございませぬか、もしあれば、これは明らかに百九十一條のほうで法に触れることになり

ます。一番問題になりますのはセールスでござい

ますが、勧誘の際に、そういう勧誘をやつてい

ります。そういう場合には、それぞれ法による処置にはならないで、行政上のしかるべき処置をとつております。

○田中(武)委員 このことをあなたも御承知と思

ひますが、いままでは元本保証といふことで広告したのですよ。それをテレビで言うておつた。ところがある週刊誌が取り上げたのです。それから安全といふことに変わったんですよ。元本安全といふことに、保証が安全に変わったんですよ。いづれにしろこれは誤解を生ぜしめる表示ですな。だから、これについてあなたがその事実を知らぬといふなら仕方がない。しかしこれは厳重に一応調査をして、その結果を知らしめてください。

○加治木説明員 仰せのように、もしテレビ等を使つて元本保証をするといふような広告を行なつてゐる事例がわれわれのほうで明らかになりましたならば、法によつてしかるべき処置をとるべきだと思ひます。安全といふ表現は、実際に前後を聞いてみなければわかりませんが、できるだけ投資家の利益に沿うように運用いたします。運用の場合に、対象として、たとえば株式投資等は六〇％に押えます、あとはできるだけ社債あるいはコール等に運用します、こういう表現ですと、それは事実を言つておるわけでございますから、必ずしもひつかりません。ただしその安全の言ひ方、前後の表現を伺つてみないと、ちよつとここ

で即答いたしかねます。

○田中(武)委員 要は、いま言われたように何割までどうかといふことの注釈のある場合とない場合があるのです。キャッチフレーズのようにして、初めは元本保証といふことを言つておつた。ところが週刊誌で先ほど言つたように取り上げられて、必ずしもこれは法律で保証はないのだ、そういうことになつてから、元本安全といふことばを使つておるのですよ。最近あまり見ませんが、ね。それを大蔵省の証券局が、そんな広告があつたのを知らぬといふのはどうかしておるな。

○加治木説明員 もし現実、その元本保証といふ

テレビ広告があつて、われわれ知らなかつたとい

うことであれば、われわれたいへん粗獷であるといふことをおわび申し上げますが、もしありましたら当然しかるべき処置をとらなければなら

ないと思ひます。それから単純に絶対安全であ

るといふような広告でありますれば、常識的にはほとんど同様の内容に解釈されるわけで、一般投資家大衆がどう判断するかという問題でありますので、それも決して好ましいことではありませ

ぬので、そういうことも厳重に取り締まつてお

ります。

○田中(武)委員 きようは広告オンパレードを

やつておつたので、投資信託の広告の問題だけを伺ひました。

きようは大蔵省はこの程度にして、もつとほかの聞きたいことはあとまわしにします。

たいへんお待ちせましたが、いまから本番に入ります。

今度の下請代金支払遅延等防止法の改正の実効といふか、効果はどこにありますか。

○渡邊(喜)政府委員 下請代金支払遅延等防止法につきまして、とかくさる法という批判もあるわけでございます。私も十分反省しているわけですが、一つは法解釈の上でどうもはつきりしない面が多分にあるという点、われわれのほうでも、この法文はこういう解釈なんだぞといふことをいふん宣傳しているつもりでございますが、必ずしもはつきりしない点がある。この点はやはりより明確にさせるべきじゃないか。同時に一つは、そういう法律がありましても、執行の手が必ずしも十分じゃない、取り締まりの手が必ずしも十分じゃない、この二つが下請代金の支払い遅延防止法について十分の効果があつていないといふ意味の問題だと思ひます。あとの問題につきま

しては、われわれのほうも人員についていづいぶん要求しておりますが、なかなか思うような手が得られませぬ。したがひまして、通産省の中小企業庁とさらに緊密に連絡をとり、同時に、できるだけ外部団体等の援助を得ましてこの効果をあげたい。これはまあ別の問題でございますが、同時

に、最初の法解釈の問題につきまして、疑問のある点もつとつきりしたほうがいいのじゃないかという点が一つ大きくあります。その一点は、いわゆる受領の日というものが検収の日ではなくて、品物の給付を受けたというときが受領の日だと、こういうふうに考えておるわけでありまして、それが必ずしも徹底しておりませんので、それを徹底さすというのが一つ。それから、代金の支払いについては原則としては現金払い、手形である場合におきましても六十日以内に現金化できるということではなければならぬということをおっしゃるんですが、これがなかなか実効が十分あがっていないという点を直したい。それからもう一つ、遅延利息の規定がございます。これは一応下請業者としましては、そうした条項に該当すれば遅延利息を請求できるということにはなっておりますが、請求すれば一応法的な裏づけはあるはずであります。しかし、下請業者としましては取引の地位あるいは今後の取引ということを考えまして、これに対してなかなかこれを請求しない。したがってこれがいたずらな空文に帰しているのではないかと、いふふうな批判があるわけでありまして、したがって、第三者としての公取委員会が進んでいゆる遅延利息を払えというこの勧告をなし得ることによりまして、この規定の一応空文でないということをはっきりさせたい。

主とした点はその点であります。

○田中(武)委員 大体今度の改正は五点ですね。ところが、ほとんどはいまあなたがおっしゃったように、当然そうあるべきものを明確にしたというだけのことでしょう。内容的な進歩は一つもないわけなのだ。そうでしょう。

○渡邊(喜)政府委員 いま申しましたように、解釈の内容を明確化すると同時に、裏づけのないものについて裏づけをする。もちろんこれ以外に問題がいろいろあることはわれわれも認識しております。それから中小企業の政策審議会でも、特に下請問題を取り上げまして、幾つかの問題があることは、これはいろいろ議論の対象になっております。

ます。ただそういったような問題につきまして、現状においてまだ結論といたしますか、問題のあることはわかっておりますが、明確な対策というものがいつまで結論を得ておりませんので、まず今回の場合は第一段階としてこの程度の改正をしたい。その後の問題につきましては、これはわれわれとしましては検討を重ねまして、審議会の意見等も聞きまして、引き続き次の通常国会なり何なりに、そうした現在議論になっております点についての問題を検討の上で、さらにそれを補完していきたい、こういったような考え方で今回の提案をしたわけでありまして。

○田中(武)委員 今回の改正は、勧告という点は裏づけをつくったと言えらると思うんですが、それ以外、当然法律解釈上そうあるべきことを明確にしたにすぎない、内容は何も進歩はない、こう思います。

○渡邊(喜)政府委員 大体におきまして田中委員のおっしゃるのとおりだと思っております。ただその内容を明確化させることが、要するに従来行なわれていたことをほんとうにその実効をあらしめるといふところに大きな意味があるのじゃないか、こういうふうに思っております。

○田中(武)委員 それは意味がないとは言っていない。しかし大きく下請代金支払遅延等防止法を改善いたしますというにはならない。御承知のように、いま一番問題は、昨年来記録を破っている企業倒産です。その企業倒産に関連する下請代金の問題であります。それに對して、これでは一つも解決にならぬですね。いま政府が改正を出すとするならば、なせいま一番社会的な問題として起こっておる当面の問題の解決の答えを出さないのか。これではならぬですね。昨年の二月以来、御承知のように、記録を更新しながらばく大な倒産をしているのです。衆議院においては昨年末、この倒産に直面する中小企業の危機打開というものについての特別の決議をやっております。それにこたえて出てくるものとしては、はなはだ不十分です。いま社会問題化していることに對し

て一つも解決にならぬじゃないですか。どうかありませんか。

○渡邊(喜)政府委員 倒産の問題と結びつきますと、支払遅延防止法だけで守り得る法域で全部だとは私は思っておりません。したがって、下請代金の遅延防止法でもって守るべき法域の問題、それ以外の問題と、これは二つに分けて考えるべきだと思っております。支払遅延防止法でもって守るべき法域につきましては、私は先ほど言ったように、これが法解釈が十分はつきり徹底し、同時にその執行が十分行なわれていくならば、かなりの下請業者の利益というものは守り得たのじゃないか。それが現実問題として守り得なかったというところは、私も非常に遺憾に思っておりますが、それはやはり中心的な問題は、一応過去の法律においても相当取り上げられております。したがって、これを十分守るということがまず第一段になすべきことじゃないか。同時に、さらにそれに付け加えてどういふことをしたらいいかという問題が私には思いません。ないとは思いますが、それは先ほど申しましたように、われわれのほうとしてももう少し検討の時間をかしていただく必要があるのじゃないか、こういうふうに考えます。したがって、まずこの際になすべきこととして、過去のそうしたいわば不足部分を補うという点に第一段の努力をすべきじゃないか、これがわれわれの考え方でありまして。

○田中(武)委員 企業倒産並びにこれに関連する関連倒産、これを下請代金支払遅延等防止法の改正だけで救えるとは思っておりません。しかし中小企業の問題としては、いま一番問題はそれですよ。その際に出てくる下請代金支払遅延等防止法の改正なら、幾らかでもこたえたものでなければならぬが、これはこたえられていない。

そこでお尋ねしますが、山陽特殊製鋼の場合、私調査を行ったのですが、納入してから三カ月の据え置き、そして十カ月の手形を出しておる、こういう事実を公取もあるいは中小企業庁も知らないのですか。

○渡邊(喜)政府委員 山陽特殊製鋼の問題につきましては、私のほうからも特別に人を、問題が起きた後に派遣しまして、そして過去にわれわれのほうでやったこと、それが現在のあつた実態が露呈された後において調べた場合どういふことになったのかということについて検討し、近くその報告はまとめてこちらにも提出したいと思っております。

概括的に申しますと、下請という名前が通常論議されているものの中に、遅延防止法でまずわれわれがつかまえるようとしていた製造委託、修理委託というものとそれ以外のものと、かなり広範にわたっていわば下請というこばで世間では呼んでいられるようですが、私のほうとしては、まず遅延防止法の施行というのを第一段の問題として施行に移しているわけですが、大阪の支所で一応調べましたところが、いわば相当の支払い遅延がある、この事実をつかまして、そしてそれに対して改善方を行政指導した。どういふ事業を行政指導にし、どういふ事業を勧告にするかというの、私のほうで一応の目安を持って、それによって大阪の地方事務所がやったわけですが、この点については、もう少しこの際見直しまして、もう少しやかましく嚴重にする必要があるということとは別途考えておりますが、これは別にします。そういった行政指導によって、山陽特殊製鋼のほうに、こちらの指導に沿うようにいろいろ書類の提出を命じたわけですが、それになかなか協力しないでもって、ずるずる延びている間にいまのような結果になってしまった。私のほうの及び得るところの足りなかつたこと——しかしこれは言いわけになりますから言いません。十分行き届いていなかったことは遺憾に思っております。ただそういったような一つの事例を見まして、今後われわれとしては大いに執行について反省すべきものを持っているのではないかと、かように考えております。大部分は、法の問題というよりもやはり執行の手が十分行き届いていなかったということに大きな原因を持っているのではない

か、かように考えております。
○田中(武)委員 中小企業庁のほうはどうですか。

○影山政府委員 このたびの山陽特殊製鋼の問題につきましても、いろいろと問題点も浮き彫りにされたわけですが、山陽特殊製鋼の支払いましたところの支払い条件が非常に悪化しておいたということにつきまして、いろいろ私どものほうも、正直に申し上げまして、事前に実態把握が不十分であったということを明らかに認めるわけでございます。当初山陽特殊製鋼のほうの立ち入り――親事業者そのものにつきましては、先ほど公正取引委員会の委員長のお話のように公正取引委員会のほうで立ち入り検査等お願いしたわけですが、私どもは大阪の通産局を通じて、下請のほうの調査をいたしたことがあるわけでございますけれども、残念ながらいい手形を出されまして、それを見て、多少指導も不徹底であったという点もございします。また調査も不十分であったという点もございします。これを契機といたしまして、もう少しよくそういう点の調査を徹底していきたいというふうに考えております。

○田中(武)委員 この法律の九条二項に、中小企業庁長官は云々というのがあるね。それが全然空文になっておったということだな。

○影山政府委員 中小企業庁長官は、もちろん親事業者に対しても下請事業者に対しても、立ち入り検査ができるわけでございますが、重複する点もございしますので、公正取引委員会と手分けしながら立ち入り検査等もやっていくということになっておるわけでございます。

○田中(武)委員 過去を責めてもしかたがないから、前向きに質問を変えます。

そこで内容に入りたいと思うのですが、まず親事業者の定義ですね、これでいいと思いますか。

○渡邊(喜)政府委員 われわれは、現在の執行の能力とかいうものとも考え合わせますと、やはりこういったような程度のところで一応の線を引い

て、そしてまずその実効を期するということがわれわれのなすべきことじゃないか、かように考えております。

○田中(武)委員 本会議も開かれるようだし、私の質問はまだまだありますが……。

○小川(平)委員長代理 次会は、明五月十二日水曜日午前十時十五分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

商工委員会議録第十二号中正誤

ページ 段 行 誤

七三 五 しては、

正

九三 三 ほとんどの会社

は、ほとんどの会社

三三 三 保金

保金

昭和四十年五月十五日印刷

昭和四十年五月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局